

## ボランティア休暇規程

### 第1条（目的）

この規程は、社員がボランティア活動を行うために取得する休暇（以下、ボランティア休暇という）の取り扱い等に関し、必要な事項を定めたものである。

### 第2条（対象者）

本規程は、勤続 年以上の正社員に限り適用する。

### 第3条（定義）

ボランティア活動とは、公共の福祉の推進に資する活動であり、以下の各号のいずれかに該当するものという。

社会福祉施設における清掃、洗濯、修理などの活動

青少年の指導、育成のための活動

環境保全のための活動

災害救助、地域社会振興、青少年の健全育成等、地域における各種の奉仕活動

その他前各号に準ずる活動

### 第4条（休暇の日数）

ボランティア休暇の日数は、1年間につき 日を限度とする。なお、この場合の1年間とは毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

2 未使用のボランティア休暇は次年度へ繰越すことはできない。

### 第5条（賃金の取扱い）

ボランティア休暇を取得した日については、所定労働時間労働した際に支払われる通常の賃金を支給する。

### 第6条（休暇取得の手続き）

ボランティア休暇を取得する際には、事前に所定の様式により会社に申請し、その許可を得なければならない。

### 第7条（活動の報告）

会社は必要に応じて、ボランティア活動の状況について報告を求めることがある。

付 則

この規則は平成 年 月 日から施行する。